

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

Table with 14 columns: 区分, 事業名, 総事業費, 寄付金その他の収入額, 差引額(A-B), 対象経費の実支出額, 算定基準による算定額, 選定額, 費用負担基準による徴収額, 国庫補助基本額, 国庫補助所要額, 国庫補助金交付決定額, 国庫補助金受入済額, 差引過不足額(K-1). Rows include 母子家庭等対策総合支援事業 and its sub-categories.

(記載上の注意)

- 1 本表は、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)並びに都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)について以下2～7に基づき、記入すること。
2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①及び②の※1～※4の合計額を記入すること。

旧

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

Table with 14 columns: 区分, 事業名, 総事業費, 寄付金その他の収入額, 差引額(A-B), 対象経費の実支出額, 算定基準による算定額, 選定額, 費用負担基準による徴収額, 国庫補助基本額, 国庫補助所要額, 国庫補助金交付決定額, 国庫補助金受入済額, 差引過不足額(K-1). Rows include 母子家庭等対策総合支援事業 and its sub-categories.

(記載上の注意)

- 1 本表は、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)並びに都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)について以下2～7に基づき、記入すること。
2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
4 G欄には、平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①及び②の※1～※4の合計額を記入すること。

新

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調査

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	費用負担基準による徴収額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調査

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	費用負担基準による徴収額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

新

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その 他の収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×3/4) G 円	都道府県補 助額 H 円	国庫補助基本 額 I 円	国庫補助所要額 J 円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その 他の収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×3/4) G 円	都道府県補 助額 H 円	国庫補助基本 額 I 円	国庫補助所要額 J 円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新

新

(別表3-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

○事業内容

1	就業支援事業		
2	就業支援講習会等事業		
3	就業情報提供事業		
4	在宅就業推進事業		
5	母子家庭等地域生活支援事業		
6	養育費専門相談員の配置 母子家庭等就業・自立支援センター指導員 養成セミナー事業		

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	経費内訳	経費区分	積算内訳
1	就業支援事業	1	1センター当たり 6,736,000円
2	就業支援講習会等事業	2	1センター当たり 8,541,000円
3	就業情報提供事業	3	1センター当たり 2,575,000円
4	在宅就業推進事業	4	1センター当たり 2,000,000円
5	母子家庭等地域生活支援事業	5	1センター当たり 3,359,000円
6	母子家庭等就業・自立支援センター指導員養成セミナー事業	6	1プロジェクト 1,084,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対集経費の区分(報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

旧

(別表3-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

○事業内容

1	就業支援事業		
2	就業支援講習会等事業		
3	就業情報提供事業		
4	在宅就業推進事業		
5	母子家庭等地域生活支援事業		
6	養育費専門相談員の配置 母子家庭等就業・自立支援センター指導員 養成セミナー事業		

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	経費内訳	経費区分	積算内訳
1	就業支援事業	1	1センター当たり 6,736,000円
2	就業支援講習会等事業	2	1センター当たり 8,541,000円
3	就業情報提供事業	3	1センター当たり 2,556,000円
4	在宅就業推進事業	4	1センター当たり 2,000,000円
5	母子家庭等地域生活支援事業	5	1センター当たり 3,359,000円
6	母子家庭等就業・自立支援センター指導員養成セミナー事業	6	1プロジェクト 1,080,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対集経費の区分(報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

②母子家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

区分	家庭生活支援員派遣家庭 件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合計件数	件	回

○経費

対象経費支出予定額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 事務費			1か所当たり 131,000円
2 派遣手当			
ア 子育て支援 深夜、早朝以外の通常勤務時間			
イ 講習会会場等			
ウ 早朝、深夜等			
エ 宿泊分			
オ 移動時間			
(2)生活援助			
ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間			
イ 早朝、深夜等			
ウ 移動時間			
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、雑用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇円～〇〇円まで往復〇〇円など詳細に記載すること。
(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

②母子家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

区分	家庭生活支援員派遣家庭 件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合計件数	件	回

○経費

対象経費支出予定額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 事務費			1か所当たり 131,000円
2 派遣手当			
(1)子育て支援 深夜、早朝以外の通常勤務時間			
イ 講習会会場等			
ウ 早朝、深夜等			
エ 宿泊分			
オ 移動時間			
(2)生活援助			
ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間			
イ 早朝、深夜等			
ウ 移動時間			
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、雑用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇円～〇〇円まで往復〇〇円など詳細に記載すること。
(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

新

③ひとり親家庭生活支援事業 (別表3-③)

郡道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別表に作成すること。

事業名	事業内容
1 生活支援講習会	
2 健康支援事業	
3 土日・夜間電話相談事業	
4 児童訪問援助事業	
5 ひとり親家庭情報交換事業	

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出予定額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 生活支援講習会		1 生活支援講習会	198,000円×(講座開催回数)
2 健康支援事業		2 健康支援事業	934,000円
3 土日・夜間電話相談事業		3 土日・夜間電話相談事業	2,616,000円
4 児童訪問援助事業		4 児童訪問援助事業	○1回の訪問が1日の場合 7,680円×(訪問延回数) ○1回の訪問が半日の場合 4,820円×(訪問延回数)
5 ひとり親家庭情報交換事業		5 ひとり親家庭情報交換事業	213,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、夜務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば○〇駅～○〇駅まで往復○〇円などと詳細に記載すること。

旧

③ひとり親家庭生活支援事業 (別表3-③)

郡道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別表に作成すること。

事業名	事業内容
1 生活支援講習会	
2 健康支援事業	
3 土日・夜間電話相談事業	
4 児童訪問援助事業	
5 ひとり親家庭情報交換事業	

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出予定額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 生活支援講習会		1 生活支援講習会	198,000円×(講座開催回数)
2 健康支援事業		2 健康支援事業	934,000円
3 土日・夜間電話相談事業		3 土日・夜間電話相談事業	2,616,000円
4 児童訪問援助事業		4 児童訪問援助事業	○1回の訪問が1日の場合 7,480円×(訪問延回数) ○1回の訪問が半日の場合 4,820円×(訪問延回数)
5 ひとり親家庭情報交換事業		5 ひとり親家庭情報交換事業	213,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、夜務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば○〇駅～○〇駅まで往復○〇円などと詳細に記載すること。

新

(別表3-④)

④母子家庭自立支援給付金事業
○事業内容

事業名	支給件数等	
	支給件数	支給件数等
1 自立支援教育訓練給付金事業		
2. 高等技能訓練促進進費事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
	(1) 産等技能訓練促進進費	
(2) 入学支援修了一時金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進進費事業		(1) 高等技能訓練促進進費	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 103,000円×(支給件数)
		(2) 入学支援修了一時金	イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア)市町村住民税課税世帯に属する者 103,000円×(支給件数) (イ)市町村住民税課税世帯に属する者 51,500円×(支給件数)
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表3-④)

④母子家庭自立支援給付金事業
○事業内容

事業名	支給件数等	
	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
1 自立支援教育訓練給付金事業		
2. 高等技能訓練促進進費事業	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
3. 常用雇用配働奨励金事業(経費措置分)	支給件数(実件数)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進進費事業		2. 高等技能訓練促進進費事業	103,000円×(支給延件数)
		3. 常用雇用配働奨励金事業	300,000円×(支給件数)
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

(別表3-⑤-(1))

⑤母子自立支援プログラム策定等事業
 (1)母子自立支援プログラム策定事業
 ○事業内容

プログラム策定件数	件
うち面接2回以上	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば○○駅～○○駅まで往復○○円などと詳細に記載すること。

旧

(別表3-⑤-(1))

⑤母子自立支援プログラム策定等事業
 (1)母子自立支援プログラム策定事業
 ○事業内容

プログラム策定件数	件
うち面接2回以上	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば○○駅～○○駅まで往復○○円などと詳細に記載すること。

新

(別表3-⑤-(2))

(2) 就職準備支援コース事業

○事業内容

支援実人員 (人)	主な事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	種算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料等)ごとに種算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

旧

(別表3-⑤-(2))

(2) 就職準備支援コース事業

○事業内容

支援実人員 (人)	主な事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	種算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料等)ごとに種算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

(案)

雇児発第※※※※※号

平成21年※月※※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する
専門通訳者養成研修事業の実施について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、人身取引及び配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に関する専門的な知識を持った通訳者を養成研修することにより、人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、平成21年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知については、婦人相談所に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する 専門通訳者養成研修事業の実施要綱

1 目的

人身取引被害者や配偶者からの暴力（以下「DV」という。）を受けた外国人（以下「人身取引被害者等」という。）の相談、一時保護等の支援を行う婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳が行われることは、必要不可欠なことである。

このため、人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施することにより、人身取引被害者等への支援を確保することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。なお、都道府県は、当該事業を適切に実施することができるかと認められた者に委託して実施することができる。

3 研修対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基礎的な通訳能力のある者
- (2) 研修終了後当該都道府県に通訳者として登録し、通訳活動を行う意思がある者
- (3) 本研修の他、人身取引被害者等支援に係る研修等に参加可能な者

4 実施内容

(1) 研修講師

講師は次の者とするを原則とする。

- ① 婦人相談所及び関係機関の職員
- ② 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる司法、心理等の専門家
- ③ 人身取引被害者等への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員

(2) 研修の方法及び内容

- ① 講義及び演習により行う。
- ② 日程はおおむね3日間で行うとするが、受講者の負担を考慮し弾力的に設定する。
- ③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う。
 - ア 外国人に関する日本の諸制度に関すること
 - イ 人身取引の基礎知識に関すること
 - ウ DVの基礎知識に関すること
 - エ 人身取引被害者の理解と支援に関すること
 - オ DV被害者の理解と支援に関すること
 - カ 女性、子ども、外国人の人権に関すること
 - キ 通訳者としての守秘義務等の心構えに関すること
 - ク ロールプレイ及び事例検討

5 専門通訳者の登録

本研修を修了し、通訳活動を行う意思のある者は、当該都道府県に登録する。
(別添参照)

6 事業実施の留意点等

- (1) 本事業の実施に当たっては、地方入国管理局、国際交流協会、民間団体等関係機関と連携を密にするとともに、各都道府県のホームページやポスター等を活用しながら、本研修に関する情報の提供を図ること。
- (2) 本研修において、個別事例を提示する際は、被害者が特定されるようなことのないよう個人情報の取扱いには十分配慮すること。

7 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

別添（様式例）

登録申請書

平成 年 月 日

当該都道府県婦人相談所長 様

氏 名	(フリガナ)				
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日 (歳)				
住 所	〒				
連 絡 先	(自宅)		(携帯)		
通訳可能言語	第一言語		第二言語等		
通 訳 経 験					
活動可能時間	曜日	1. 平日 (月～金)	時間	から	まで
		2. 休日 (土、日、祝日)		から	まで
		3. 特定曜日		から	まで